

改正

平成29年3月27日規則第4号

令和2年3月31日規則第7号

岸和田市環境影響評価専門委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市環境影響評価専門委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、環境影響評価に関し学識経験を有する者のうち、市長が委嘱する者をもって充てる。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項に関する調査審議が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市民環境部環境保全課に置く。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

附 則（平成29年3月27日規則第4号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第7号抄）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。